

「保険料控除申告書」の記入方法

< 給与所得者の保険料控除申告書 >

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分限を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
かんぽ生命	養老保険	21年	簡保 太郎	簡保 花子 妻	旧	242,725 円	
①	②	③	④		⑥	⑦	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A		242,725 円		この金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ①		(最高40,000円) 40,000 円	計 (① + ②) ③
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B		0 円		この金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ②		(最高40,000円) 0 円	②と③のいずれか大きい金額 ④
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B		0 円		この金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ②		(最高40,000円) 0 円	②と③のいずれか大きい金額 ④
かんぽ生命	養老保険	21年	簡保 太郎	簡保 花子 妻	新・旧	36,720 円	
①	②	③	④		⑥	⑦	
(a)の金額の合計額 C		36,720 円		この金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ③		(最高40,000円) 28,360 円	計 (① + ③) ④
簡易保険	60歳支払開始期間終身年金保険	終身	簡保 太郎	簡保 太郎 本人	新・旧	354,000 円	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D		0 円		この金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ④		(最高40,000円) 0 円	計 (④ + ⑤) ⑥
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E		354,000 円		この金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ⑤		(最高50,000円) 50,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦
計算式Ⅰ(新保険料等) ※		計算式Ⅱ(旧保険料等) ※		生命保険料控除額計 (⑦ + ⑥ + ③)		(最高120,000円) 118,360 円	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式	
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円	
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円	
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円	

「保険料控除申告書」

< 一般の生命保険料・介護医療保険料の例 >

2020年分 保険料払込証明書 ⑥ 新 生命保険料控除制度)			
④ 契約者	かんぽ 太郎 様	保険証券記号番号	04 52 2104030 契約日 2013年10月15日
② 保険種類	養老保険	払込方法	月 払 契約者配当種別 自由引出配当
年金受取人		保険料払込期間	21年
年金受取人生年月日		年金支払開始日	③ 21年
一般生命保険料(A)	183,600円	配当金(相当額)(B)	***円
介護医療保険料(C)	27,540円	配当金(相当額)(D)	***円
個人年金保険料(E)	***円	配当金(相当額)(F)	***円
一般証明額(A)-(B)	183,600円	介護医療証明額(C)-(D)	27,540円
個人年金証明額(E)-(F)	***円		
2020年9月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。 証明日 2020年10月1日			
① 株式会社 かんぽ生命保険			
12月末時点の払込保険料総額(払込中契約については予定額)は次のとおりです。			
年間一般生命保険料(I)	244,800円	配当金(相当額)(G)	2,075円
年間介護医療保険料(I)	36,720円	配当金(相当額)(H)	***円
年間個人年金保険料(K)	***円	配当金(相当額)(A)	***円
一般申告額(I)-(G)	242,725円	介護医療申告額(I)-(H)	36,720円
個人年金申告額(K)-(A)	***円		

< 個人年金保険料の例 >

2020年分 保険料払込証明書 ⑥ 旧 生命保険料控除制度)			
④ 契約者	かんぽ 太郎 様	保険証券記号番号	04 93 2027100 効力発生年月日 2005年4月20日
② 保険種類	60歳支払開始期間終身年金保険	払込方法	月 払 契約者配当種別 据置配当
⑤ 年金受取人	かんぽ 花子 様	保険料払込期間	25年
年金受取人生年月日	1970年4月3日	年金支払開始日	2030年4月20日
一般生命保険料(A)	***円	配当金(相当額)(B)	***円
介護医療保険料(C)	***円	配当金(相当額)(D)	***円
個人年金保険料(E)	294,000円	配当金(相当額)(F)	***円
一般証明額(A)-(B)	***円	介護医療証明額(C)-(D)	***円
個人年金証明額(E)-(F)	294,000円		
2020年9月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。 証明日 2020年10月1日			
① 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構			
12月末時点の払込保険料総額(払込中契約については予定額)は次のとおりです。			
年間一般生命保険料(I)	***円	配当金(相当額)(G)	***円
年間介護医療保険料(I)	***円	配当金(相当額)(H)	***円
年間個人年金保険料(K)	354,000円	配当金(相当額)(A)	***円
一般申告額(I)-(G)	***円	介護医療申告額(I)-(H)	***円
個人年金申告額(K)-(A)	354,000円		

かんぽ生命から送付する「保険料払込証明書」

◎ 「保険料控除申告書」の記入手順

1 契約の基本情報を記入してください

「保険料払込証明書」の①～⑥までの項目を「保険料控除申告書」に転記し、「保険金等の受取人氏名」、「続柄」を記入。

※「年金受取人氏名」については⑤をご確認ください。「保険金等の受取人氏名」はお手元の「ご契約内容のお知らせ」、「保険証券(証書)」等をご確認ください。

※「保険会社名」欄には、保険料払込証明書の①に「株式会社かんぽ生命保険」と記載されている場合は「かんぽ生命」、「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と記載されている場合は「簡易保険」と記入してください。

2 支払った保険料から控除額を計算してください

控除枠に応じて、以下のとおり「保険料払込証明書」の⑦「申告額」を「保険料控除申告書」に転記。

- 「保険料払込証明書」⑦の1段目、一般申告額(イ)～(ロ)は「保険料控除申告書」の一般の生命保険料(a)欄に転記。
- 「保険料払込証明書」⑦の2段目、介護医療申告額(ハ)～(ニ)は「保険料控除申告書」の介護医療保険料(a)欄に転記。
- 「保険料払込証明書」⑦の3段目、個人年金申告額(ホ)～(ヘ)は「保険料控除申告書」の個人年金保険料(a)欄に転記。

かんぽ生命Webサイトに設置している「生命保険料控除申告サポートツール」や、「保険料控除申告書」に記載されている「計算式Ⅰ」および「計算式Ⅱ」を使用して、「保険料控除申告書」の①、③、⑤の金額を計算し、すべて合計したものを生命保険料控除額欄に記入。